

## 船舶に対する衛生検査手数料

(検疫法施行令別表第二から抜粋)

平成 28 年 4 月 1 日現在

区 分		手数料の額	
船舶の全部 に対する衛 生検査	総トン数500トンまで	1船につき	15,800 円
	総トン数1000トンまで	1船につき	25,200 円
	総トン数5000トンまで	1船につき	31,400 円
	総トン数10000トンまで	1船につき	34,800 円
	総トン数50000トンまで	1船につき	48,300 円
	総トン数50000トンを超 えるとき (貨物船にあつては)	1船につき	56,900 円  (48,300 円)
船舶の一部 に対する衛 生検査	衛生検査を行う部分が船舶 の全量の四分の一まで	船舶の全部に対する衛生検査 の手数料の額の四分の一 に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶 の全量の四分の二まで	船舶の全部に対する衛生検査 の手数料の額の四分の二 に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶 の全量の四分の三まで	船舶の全部に対する衛生検査 の手数料の額の四分の三 に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶 の全量の四分の三を超 えるとき	船舶の全部に対する衛生検査 の手数料の額に相当する 額	
証明書の交付		1枚につき	880 円
<p><b>備考</b>                      検疫港又は検疫飛行場以外の場所における検査、消毒等を申請する場合                      の手数料の額は、この表に定める額に、国家公務員等の旅費に関する法律                      (昭和二十五年法律第百十四号)の定めるところにより検疫所の職員に支                      給する旅費に相当する額を加えた額とする。</p>			